

十九	八	七	六	五	四	三	二	一	条件	平省	○
発行	振替	額最低	払込	発行	発行	用等	振替	の法項及	發行	件等を	財務省令第
行価	單位	額面	金額	方法	方	のの	條項及び	の及び	号名稱	二十次	國債の發行等
格日	位	金額	額	法		適	根適	そ	及記	七年	告示第
額面	平成	す額	五十	額い募	定以律社	九特十利	年付	利債	行	九年	三百三十一
成る	二十七	の記	二十	集振の下へ	年第別四付	付	年債	回	月九	月七	第六条第
。整	行	替	十三	に集振	平、一法會	付	國	國	日	日	三十
載法	行	額	円億	金よ取替	成十三年	付	務	大	九	月七	關する省令
額十	単	額	八	額る扱機	株式等	計	大	臣	日	日	一號
數又	位	額	八	用振	第ニ	庫	務	臨時	告示	行	。昭和
百七	金	額	千	株機	関に	債券	大臣	代	十一	一項	五十七
倍は	額	額	九	發機	受法	（	國	利	。	利規	年
規	又の	額	十	関は	（	）	務	時	。	定	基
円	記定	額	行	日本	年法	（	大	代理	。	付	づ
に	金錄	額	百	によ	律第	（	本	國	。	國債	年
つ	に	よ	三	日本銀	七	（	苗	債	。	の發	大
き	る	よ	億八	行と	十	（	早	基	き	行	藏
百	に	よ	千	募集	四十	（	苗	づ	、		
円	最振	よ	四	とす	成百	（					
三	低替	も	千	の取	四十	（					
十	額口	額	百八	る。	成百	（					
四	面座	の	三百	取扱	六十	（					
	と金簿	と	十	そ規	二	（					

十
二
一

の 経 利
払 過
込 利
み 子 率

十
三

初
期
利
子

規下は払し払平
定、期た期成る金受居にあ者債乗金にの口るに
す次そが金と二。額け住よるがをじ額よに座も係發
る号の銀額し十
期及翌行を、七
日び営休支次年
に第業業払の十
つ十日日う算二
い五にに。式月
て号支当たに二
同に払ただよ十
じおうるしり日
いへと、算を
て以き支出支

(二) 年 錢
るす出額 ○
。るしに各・
期た加募一
日金え集パ
に額、取一
払を次扱セ
い第の機ン
込十算関ト
む八式は
も号に、
のによ払
と規り込
す定算金

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.1}{100 \times 365}$$

十
八
七
六
五

払
込
期
日
払
利
所
支
元
場
金
額
償
還
金
限
償
還
期
子
後
の
利
以

額面金額 $\times \frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}$

平 日 額 平 る い 日 每
成 本 面 成 利 て を 年
二 銀 金 三 子 、 支 六
十 行 額 十 を そ 払 月
七 百 二 支 の 期 二
年 円 年 払 日 と 十
九 に 六 う 以 し 日
月 つ 月 ° 前 、 及
七 き 二 六 各 び
日 百 十 月 支 十
円 日 間 払 二
に 期 月
属 に 二
す お 十